はつらつ文化芸術・スポーツ等振興奨励事業補助金交付要綱

東川町補助金等交付規則（平成13年規則第５号）に基づき、本町の文化芸術活動及びスポーツ、レクリェーション、野外活動等の振興奨励を図るため、次の要件に該当するものに対し、それに係る経費の一部を補助するものとする。

１　全道・全国大会参加奨励（一般（大人））

(1)　対象となる事業

①　地区予選大会等で優秀な成績を収め、全国規模以上の大会に参加しようとする個人及び団体に対し補助する。

②　地区の選考及び推薦を受けて全国大会に参加する個人及び団体に対し補助する。

(2)　対象者

①　町内に住所を有する者

②　引率者（監督）及び大会登録上必要な引率者（コーチ、記録者等）は５名を限度とする。

③　自らの知識や経験を子供たちに伝授し、子供たちの未来を飛躍させる基盤づくり、仕組みづくりに協力賛同する者

(3)　補助金額

補助金の額は次に定める補助対象経費の３分の１以内の額とする。ただし、補助金の限度額は１人 30,000 円とする。また、同一個人及び団体の補助回数は全国２回までとし、上川管内中央部１市８町で開催される大会は補助対象外とする。

(4)　補助対象経費

区　　分	適　　用
交　通　費	町役場を起点として開催会場までの往復費用の実費分、または町職員の旅費規定による額のいずれか低い額。（バスを利用する場合は、高速料金・駐車料金等を含む。）
宿　泊　費	宿泊に要する実費分、または町職員の旅費規定によるいずれか低い額。
参　加　料	主催者が定める参加料。（ただし、参加料に交通費・宿泊費等が重複する部分は除く。）

２　スポーツ指導者奨励

(1)　対象となる事業

本町のスポーツ活動の振興にあたり、スポーツトレーナー・軽スポーツ・健康づくり指導者等の指導者要請講習会等に参加しようとする者に対し補助する。

(2)　対象者

町内に住所を有する者で、各種スポーツ団体の指導を積極的に行っている者、または町が奨励する事業に協力している者で、新に資格等の取得が必要とする者。

(3)　補助金額

補助金の額は次に定める補助対象経費の３分の２以内の額とする。

ただし、補助金の限度額は１人 50,000 円とする。

(4)　補助対象経費

区　　分	適　　用
交　通　費	町役場を起点として開催会場までの往復費用の実費分、または町職員の旅費規定による額のいずれか低い額。（バスを利用する場合は、高速料金・駐車料金等を含む。）
宿　泊　費	宿泊に要する実費分、または町職員の旅費規定によるいずれか低い額。
参　加　料	主催者が定める参加料。（ただし、参加料に交通費・宿泊費等が重複する部分は除く。）

３　小中学生・高校生　全道大会・全国大会及びＢ＆Ｇスポーツ大会北海道大会参加奨励

(1)　対象となる事業

① 町内に住所を有する小学生及び中学生で、地区予選大会等で優秀な成績を収め、全道規模以上の大会に参加する場合、補助対象経費の 3/4 以内の額を補助する。ただし、参加料及び引率者（監督）１名分の補助対象経費のみ全額を補助する。
（中体連、中学校部活動で出場する場合は除く。）

② 町内に住所を有する高校生で、地区予選大会等で優秀な成績を収め、全国規模以上の大会に参加する場合、補助対象経費の 3/4 以内の額を補助する。ただし、参加料及び引率者（監督）１名分の補助対象経費のみ全額を補助する。
（父母会やＯＢ会などが支援して遠征費を負担する場合は除く。）

③ 上記①において、小学生及び中学生が参加する大会に限り、引率者（監督）１名を除く大会登録上必要な者（コーチ、記録者等）５名を限度とした補助対象経費の 3/4 以内の額を補助する。

④　町内に活動拠点を置く団体において、町外に住所を有する小学生、中学生及び高校生で、地区予選大会等で優秀な成績を収め、全国規模大会以上の大会に参加する場合、１人につき 10,000 円を団体に補助する。ただし、補助金の限度額は１団体 500,000 円とする。

⑤　町内に住所を有する小学生及び中学生で、北海道で行われるＢ＆Ｇスポーツ大会北海道大会に参加する場合は、補助対象経費の 3/4 以内の額を補助する。ただし、参加料及び引率者（監督）１名分の補助対象経費のみ全額を補助する。

(2)　対象者

①　町内に住所を有する個人及び団体で大会に参加する選手、または参加登録された選手及び引率者（監督、コーチ等）とする。

②　大会登録上必要な引率者（監督、コーチ等）は５名を限度とする。

(3)　補助対象経費

区　　分	適　　用
交　通　費	町役場を起点として開催会場までの往復費用の実費分、または町職員の旅費規定による額のいずれか低い額。（バスを利用する場合は、高速料金・駐車料金等を含む。）
宿　泊　費	宿泊に要する実費分、または町職員の旅費規定によるいずれか低い額。

参　加　料	主催者が定める参加料。（ただし、参加料に交通費・宿泊費等が重複する部分は除く。）

４　Ｂ＆Ｇ海洋体験セミナー・クルーズ事業参加奨励

(1)　対象となる事業

Ｂ＆Ｇ財団主催の「海洋体験セミナー・クルーズ」事業に参加する場合は、補助対象経費の 2/3 以内の額を補助する。

(2)　対象者

① 町内に住所を有する小学５年生から中学３年生で、上記事業に参加する者。

② 上記事業の開始地・終了地までの随行者に関わる経費は、対象としない。

(3)　補助対象経費

区　　分	適　　用
交　通　費	町役場を起点として事業開始地までの往復費用の実費分、または町職員の旅費規定による額のいずれか低い額。（バスを利用する場合は、高速料金・駐車料金等を含む。）
宿　泊　費	宿泊に要する実費分、または町職員の旅費規定によるいずれか低い額。
参　加　料	主催者が定める参加料。（ただし、参加料に交通費・宿泊費等が重複する部分は除く。）

５　その他の奨励

その他、奨励が必要と認められる場合は、別途協議する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の要綱は、令和４年11月１日から施行する。